登録長官部
（ガーナ）
（指定官庁又は選択官庁）

目　　次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書
手 数 料 …… 附属書 ＧＨ．Ⅰ
国内段階移行様式 …… 附属書 ＧＨ．Ⅱ

略語のリスト

国内官庁：　登録長官部（ガーナ）
ＰＬ：　1992年特許法
ＰＲ：　1996年特許規則

指定（又は選択）官庁 ＧＨ	登録長官部 （ガーナ） 国内段階に入るための要件の概要	概　要 ＧＨ

国内段階に入るための期間	ＰＣＴ第22条(１)に基づく期間　　：優先日から30か月 ＰＣＴ第39条(１)(ａ)に基づく期間：優先日から30か月
国内官庁は権利回復を認めるか（ＰＣＴ規則49.6)？	認める
要求される国際出願の翻訳文の言語[1]	英語
要求される翻訳文[1]	ＰＣＴ第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には，補正されたもののみ)・図面の中の説明・要約書 ＰＣＴ第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には，国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ)
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい
国内手数料[1]	通貨：ガーナ・セディ（GHS) 特　許： 国内手続手数料 ･････････････････ GHS　100,000（50,000）[2] 年金： 第１年次 ･････････････････････ GHS　10,000（ 5,000）[2] 第２年次 ･････････････････････ GHS　20,000（10,000）[2] 第３年次 ･････････････････････ GHS　30,000（15,000）[2] 実用新案： 国内手続手数料 ･････････････････ GHS　50,000（25,000）[2] 年金： 第１年次 ･････････････････････ GHS　10,000（ 5,000）[2] 第２年次 ･････････････････････ GHS　20,000（10,000）[2] 第３年次 ･････････････････････ GHS　30,000（15,000）[2]
国内手数料の免除，割引又は払戻し	な　し

［次頁に続く］

1　ＰＣＴ第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2　括弧内の額は，個人又は従業員25人未満の法人が出願した場合に適用される。

ＧＨ　登録長官部（ガーナ）（続き）　ＧＨ	
国内官庁の特別の要件（ＰＣＴ規則51の2）[3]	出願人の名称が国際出願日の後に変更された場合には，当該変更を証明する書類 出願人の名義が国際出願日の後に変更されており，その事実が国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に反映されていない場合には，譲渡又は移転書類 国際出願書類又はその翻訳文３通 該当すれば，コンピューター読取が可能な形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列表 出願人か発明者でない場合には，出願人の権利を正当化する宣言書[4] 出願人がガーナに居住していない場合には，代理人の選任
誰が代理人として行為できるか？	ガーナで登録された弁理士若しくは弁護士，又は国内官庁に対して手続するために登録された技術者若しくはその他の有資格科学者
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.1）？	認める
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。

３　ＰＣＴ第22条又は39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

４　対応する申立てがＰＣＴ規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

様　式（附属書ＧＨ．Ⅱ）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書Ｂ）を参照されたい。

附属書 ＧＨ．Ⅱ　国内段階移行様式
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_gh.pdf